

## 【表紙】

【発行登録番号】	2 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年 6 月 5 日
【会社名】	T D K 株式会社
【英訳名】	TDK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石黒 成直
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	0 3 ( 6 7 7 8 ) 1 0 6 1
【事務連絡者氏名】	代表取締役 専務執行役員 山西 哲司
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
【電話番号】	0 3 ( 6 7 7 8 ) 1 0 6 1
【事務連絡者氏名】	代表取締役 専務執行役員 山西 哲司
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2020年 6 月 13 日）から 2 年を経過する日（2022年 6 月 12 日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【新規発行社債】

未定

#### 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

#### 3【新規発行による手取金の使途】

##### (1)【新規発行による手取金の額】

未定

##### (2)【手取金の使途】

借入金返済資金、設備投資資金及び運転資金に充当する予定であります。

### 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度	第123期（自2018年4月1日 至2019年3月31日）	2019年6月27日	関東財務局長に提出
事業年度	第124期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）	2020年9月30日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第125期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）	2021年6月30日	までに関東財務局長に提出予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度	第124期第1四半期（自2019年4月1日 至2019年6月30日）	2019年8月9日	関東財務局長に提出
事業年度	第124期第2四半期（自2019年7月1日 至2019年9月30日）	2019年11月13日	関東財務局長に提出
事業年度	第124期第3四半期（自2019年10月1日 至2019年12月31日）	2020年2月13日	関東財務局長に提出
事業年度	第125期第1四半期（自2020年4月1日 至2020年6月30日）	2020年9月30日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第125期第2四半期（自2020年7月1日 至2020年9月30日）	2020年11月16日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第125期第3四半期（自2020年10月1日 至2020年12月31日）	2021年2月15日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第126期第1四半期（自2021年4月1日 至2021年6月30日）	2021年8月16日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第126期第2四半期（自2021年7月1日 至2021年9月30日）	2021年11月15日	までに関東財務局長に提出予定
事業年度	第126期第3四半期（自2021年10月1日 至2021年12月31日）	2022年2月14日	までに関東財務局長に提出予定

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2020年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月1日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2020年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年7月31日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2020年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年3月25日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2020年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月25日に関東財務局長に提出

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2020年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第7号の3の規定に基づく臨時報告書を2020年3月25日に関東財務局長に提出

#### 4【訂正報告書】

訂正報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき関東財務局長に提出した2020年3月25日付臨時報告書の訂正報告書）を2020年4月13日に関東財務局長に提出

訂正報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき関東財務局長に提出した2020年3月25日付臨時報告書の訂正報告書）を2020年4月15日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（2020年6月5日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録書提出日（2020年6月5日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を織り込んでおりません。

本発行登録書提出日（2020年6月5日）現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による世界的な経済活動の停滞の影響により、エレクトロニクス市場にも大きな影響が出るものと予測しております。自動車やスマートフォンの生産台数が減少し、電子部品需要の落ち込みも避けられないものと予測しており、当社の連結業績に影響を及ぼす可能性があります。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

T D K株式会社本店

（東京都中央区日本橋二丁目5番1号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。